

浜の活力再生プラン
(第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	宮城県北部地区地域水産業再生委員会（かき養殖 1104006）
代表者名	会長 高橋 一郎

再生委員会の構成員	気仙沼市、南三陸町、宮城県水産業経営支援協議会、気仙沼漁業協同組合、宮城県漁業協同組合
オブザーバー	宮城県

※別添再生委員会規約及び推進体制図参照

対象となる地域の範囲 及び 漁業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県北部地域（気仙沼市・南三陸町） ・カキ養殖業者 118 名 唐桑 13 名、気仙沼地区 30 名、歌津 12 名、志津川 63 名
---------------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

本プランで対象とする宮城県北部地区のカキ養殖漁場は、県の北端である気仙沼市から南三陸町にかけての沿岸域に位置する。気仙沼湾、小泉湾、志津川湾の三海域から成るリアス式海岸を擁し各湾とも比較的穏やかな水面が確保できることから、カキ養殖だけでなくワカメ・ホタテ・ギンザケ・ホヤなど多岐にわたる養殖業も盛んに営まれるなど、古くから漁業・養殖業を基幹産業の一つとして栄えてきた地域であるとともに、全国でも有数の産地である。

平成23年3月11日の東日本大震災により失われた地区内の漁港や関連施設、漁船、漁具等は、国・県・市町等の各種支援事業を活用し概ね復旧が完了したが、一方でカキ養殖業へ復帰した漁業者数は依然として震災前の約40%のままであり、生産量については前プランの基準年と比較して約240%まで回復しているものの、震災前と比較すると約40%の生産量に留まっている。

宮城県内全体の漁業者数の減少を鑑みても、今後カキ養殖業者が震災前の基準まで回復するには困難であると想定されるため、生産の効率化に加え、引き続き協業化や施設等の共同利用で経費等を削減し所得の安定・向上を目指す。併せて次世代を担う新規漁業者の安定的な確保が欠かせない。さらには、施設等の老朽化により今後の漁業経営に不安を抱えている漁業者も多数いることから、修繕もしくは更新に対する支援充実が望まれる。

また、ノロウイルス流行に伴う風評被害や、依然として東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染水問題による風評被害等、漁業者を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、県などの関係機関とも連携し、県産品の「安全・安心」のPRや販売促進、ASC等の国際認証や地理的表示保護制度（G I）の取得によるブランド価値向上に向けた取組みを行っている。

(2) その他の関連する現状等

震災により土地や住宅などの生産基盤を失い浜を離れ、結果として漁業再開を断念した漁業者が多数いること、厳しい経営状況や労働環境によって後継者が育たず高齢化が深刻化していること等により、漁業・漁村の活力が失われつつある。漁業再開者の為の対策や後継者の確保・育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

カキ養殖業の生産性の向上及び経営の安定化を図るため、「強い経営体の育成」として、協同組織や協業化の利点を活かし人力及び知識の集約を図った上で、適正なる漁場利用計画の策定や疾病対策への取り組み、次世代を担う新規漁業就業者確保の取り組み、漁業再開者の為の支援や環境づくり等の取り組みを重要課題とし、引き続きこれらに取り組む。

海況の変化によるカキの生育状況の変動や貝毒発生状況の影響により、毎年収入に変動がある事から、経営安定化に寄与する共済制度の加入推進を積極的に行うと共に、「養殖生産物の安全確保」としてノロウイルスなどの衛生対策の強化、放射性物質の検査の継続実施、「食の安心・安全」の消費者等へのPR、販路の回復・拡大のため商品開発や消費者の購入意欲の向上を促すような、新たなレシピの作成などを本県産他養殖魚種と連携して取り組む。

一方で、所得向上のため生産コストの削減にも取り組むこととし、前期プランを基本とし、引き続き以下を基本方針とする。

(1) 安定した生産基盤の確保

- ① 漁港施設の適正な維持管理等

(2) 強い経営体の育成

- ① 担い手不足、省作業化等への対応
- ② 持続可能な経営体の育成
- ③ 生産コストの低減化

(3) 良好的な養殖生産物・磯根資源の確保

- ① 漁場の有効活用・適正利用

<p>② 未侵入疾病への対応</p> <p>(4) 養殖水産物の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 衛生対策及び貝毒等の検査体制の強化並びに放射能対策の実施による養殖生産物の食品としての安全意識の向上 ② 県と連携した貝毒原因プランクトンの発生状況監視体制の強化 ③ ノロウイルスの新検査法の導入 <p>(5) 販路の回復、拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域販売所の利用や「みやぎ水産の日」に合わせた販促イベント、地域イベント等を活用した知名度向上、需要拡大の推進 ② キッチンカーを利用した多面的なPR活動の実施 ③ 新たな流通形態、品目の多様化 ④ 国の地理的表示（G I）への登録とASC認証取得地域の拡大
--

（3）生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の項目に取り組むとともにしくは遵守することにより、生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

- ① 区画漁業権の管理及び行使に関し、必要な事項を定めた漁業権行使規則の遵守
- ② 養殖漁場の維持・改善のために養殖施設台数や適正養殖可能数量等を定めた漁場利用計画の策定・遵守
- ③ 漁協部会等における年度ごとの漁期対策の実行

（4）具体的な取組内容

1年目（平成31年度）所得5.3%向上

以降、以下の取り組みについては、毎年、取組の進捗状況や成果を踏まえ、段階的に対象範囲を拡大するなど、必要に応じた見直しを行いつつ、関係者が一丸となって取り組む。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的な力キ養殖業の振興、さらなる発展を目指す。</p>
	<p>（1）安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>（2）強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて強い経営体の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。 ② 収入の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。

	<p>・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</p>
	<p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 漁場の有効活用・適正利用 <p>全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 未侵入疾病への対応 <p>漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。</p>
	<p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <p>また、衛生管理啓発に関するポスター等を作成、配布しカキ処理場等へ掲示することにより、意識の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 異物混入防止の徹底 <p>漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化 <p>全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。</p> <p>また、現在宮城県で新たなノロウィルス検査法としての有効性を検証している感染性推定遺伝子検査法の検証結果を踏まえながら、現検査法からの移行による効果等について協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 漁業者への適時適切な情報提供 <p>漁協は、貝毒プランクトンモニタリングの調査について、採取定点やサンプル数等について県の研究機関と協力しながら改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 放射性物質の検査 <p>全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</p>
	<p>(5) 販路の回復、拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 効果的なPR活動や販売の実施 <p>地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実に取り組む。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベン</p>

	<p>ト「リアス牡蠣まつり唐桑」や南三陸町の「牡蠣まつり復興市」などにおいて產品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。</p> <p>さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産カキの認知度向上を図る。</p> <p>② 國際認証（ASC）や地理的表示（GI）の取得</p> <p>第1期プラン期間中にASC認証を受けた地域でのPRを継続しながら、他地域での認証取得を目指し準備を進め、併せて更なるブランド価値向上のため、地理的表示保護制度（GI）の登録を完了する。</p> <p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>第一期間中に、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、利用者の増加につながっていない現状を踏まえ、改めて実施内容の検討を行い、今後の取り組み継続の有無を踏まえ協議を行う。</p> <p>④ 県が定める「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により、出荷が可能となった4月5月の生食用かきの安全性確保に向けた衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りの良い生食用かきの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげるための方策について検討を始める。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.5%以上の漁業収入の向上を目指す。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）、生ガキ衛生管理対策事業（県）

2年目（平成32年度）所得7%向上

漁業収入向上	宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取
--------	-------------------------------------

のための取組	<p>り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的なカキ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて強い経営体の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。 ② 収入の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 <p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁場の有効活用・適正利用 <ul style="list-style-type: none"> 全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。 ② 未侵入疾病への対応 <ul style="list-style-type: none"> 漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。 <p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <p>また、衛生管理啓発に関するポスター等を作成、配布しカキ処理場等へ掲示することにより、意識の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 異物混入防止の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。 ② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。
--------	--

	<p>新たなノロウイルス検査法である感染性推定遺伝子検査法の試験的な実施について、現検査法からの移行を踏まえ、漁業者や宮城県等の関係機関と協議する。</p> <p>③ 漁業者への適時適切な情報提供</p> <p>漁協は、貝毒プランクトンモニタリングの調査について、採取定点やサンプル数等について県の研究機関と協力しながら改めて検討し、必要に応じて試験的に新たな定点からのサンプル採取を試みデータの蓄積に努め、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう準備を始める。</p> <p>④ 放射性物質の検査</p> <p>全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</p> <p>(5) 販路の回復、拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。</p> <p>① 効果的なPR活動や販売の実施</p> <p>地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実に取り組む。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「リアス牡蠣まつり唐桑」や南三陸町の「牡蠣まつり復興市」などにおいて產品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。</p> <p>さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産カキの認知度向上を図る。</p> <p>② 國際認証（ASC）や地理的表示（GI）の取得</p> <p>第1期プラン期間中にASC認証を受けた地域でのPRを継続しながら、他地域での認証取得を目指し準備を継続し、地理的表示保護制度（GI）登録完了に合わせたPRを実施しながら、生産行程管理業務規程に則ったカキ出荷に努める。</p> <p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>第一期間中に、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、利用者の増加につながっていない現状を踏まえ、改めて実施内容の検討を行い、今後の取り組み継続の有無を踏まえ協議を行う。</p> <p>④ 県が定める「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により、出荷が可能となった4月5月の生食用かきの安全性確保に向けた衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りの良い生食用かきの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげるための方策について検討を継続する。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.8%以上の漁業収入の向上を目指す。</p>
--	--

漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）、生ガキ衛生管理対策事業（県）</p>

3年目（平成33年度）所得7%向上

漁業収入向上のための取組	<p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的な力キ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて強い経営体の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。 ② 収入の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。
--------------	---

	<p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 漁場の有効活用・適正利用 <p>全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能な数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 未侵入疾病への対応 <p>漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。</p> <p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <p>また、衛生管理啓発に関するポスター等を作成、配布しカキ処理場等へ掲示することにより、意識の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 異物混入防止の徹底 <p>漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化 <p>全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。</p> <p>新たなノロウィルス検査法である感染性推定遺伝子検査法の導入について、その有効性が確認された後、現検査法からの移行を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 漁業者への適時適切な情報提供 <p>県と漁協は、貝毒プランクトンモニタリング調査の試験データ結果を検証し、現採取定点やサンプル数等の改変について有効性が確認されれば、新たな体制での調査を実行することとし、業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 放射性物質の検査 <p>全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</p> <p>(5) 販路の回復、拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 効果的なPR活動や販売の実施 <p>地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実に取り組む。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「リアス牡蠣まつり唐桑」や南三陸町の「牡蠣まつり復興市」などにおいて产品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業</p>
--	--

	<p>種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。</p> <p>さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産カキの認知度向上を図る。</p> <p>② 國際認証（A S C）や地理的表示（G I）の取得</p> <p>第1期プラン期間中にA S C認証を受けた地域でのPRを継続しながら、他地域での認証取得を目指し準備を継続し、地理的表示保護制度（G I）登録完了に合わせたPRを継続して実施しながら、生産行程管理業務規程に則ったカキ出荷に努める。</p> <p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>第一期間中に、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、利用者の増加につながる方策を見出し、改めて取り組みを始める。</p> <p>④ 県が定める「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により、出荷が可能となった4月5月の生食用かきの安全性確保に向けた衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りの良い生食用かきの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげるための方策について検討を継続する。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.8%の漁業収入の向上を目指す。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）、生ガキ衛生管理対策事業（県）

4年目（平成34年度）所得8%向上

漁業収入向上のための取組	<p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的なカキ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p>
--------------	--

	<p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて強い経営体の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。 ② 収入の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 <p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁場の有効活用・適正利用 <p>全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> ② 未侵入疾病への対応 <p>漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・弊死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。</p> <p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <p>また、衛生管理啓発に関するポスター等を作成、配布しカキ処理場等へ掲示することにより、意識の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 異物混入防止の徹底 <p>漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。</p> ② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化 <p>全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。</p> <p>新たなノロウィルス検査法である感染性推定遺伝子検査法の導入について、その有効性が確認された後、現検査法からの移行を図る。</p> ③ 漁業者への適時適切な情報提供 <p>県と漁協は、貝毒プランクトンモニタリング調査の試験データ結果を検</p>
--	---

	<p>証し、現採取定点やサンプル数等の改変について有効性が確認されれば、新たな体制での調査を実行することとし、業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <p>④ 放射性物質の検査</p> <p>全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</p> <p>(5) 販路の回復、拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。</p> <p>① 効果的なPR活動や販売の実施</p> <p>地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実に取り組む。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「リアス牡蠣まつり唐桑」や南三陸町の「牡蠣まつり復興市」などにおいて產品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。</p> <p>さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産カキの認知度向上を図る。</p> <p>② 國際認証（ASC）や地理的表示（GI）の取得</p> <p>第1期プラン期間中にASC認証を受けた地域でのPRを継続しながら、他地域での認証取得を目指し準備を継続し、地理的表示保護制度（GI）登録完了に合わせたPRを継続して実施しながら、生産行程管理業務規程に則ったカキ出荷に努める。</p> <p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>第一期間中に、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、新たな取り組みを継続して実施する。</p> <p>④ 県が定める「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により、出荷が可能となった4月5月の生食用かきの安全性確保に向けた衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りの良い生食用かきの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげるための方策について検討を継続する。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.9%の漁業収入の向上を目指す。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p>

	<p>2. 协業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）、生ガキ衛生管理対策事業（県）</p>

5年目（平成35年度）所得10%向上

取り組みの最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

漁業収入向上のための取組	<p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的な力キ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて強い経営体の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。 ② 収入の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 <p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁場の有効活用・適正利用
--------------	--

全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能な数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。

(4) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

また、衛生管理啓発に関するポスター等を作成、配布しカキ処理場等へ掲示することにより、意識の向上を図る。

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化

全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

新たなノロウィルス検査法である感染性推定遺伝子検査法の導入について、その有効性が確認された後、現検査法からの移行を図る。

③ 漁業者への適時適切な情報提供

県と漁協は、貝毒プランクトンモニタリング調査の試験データ結果を検証し、現採取定点やサンプル数等の改変について有効性が確認されれば、新たな体制での調査を実行することとし、業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。

④ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(5) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実に取り組む。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「リアス牡蠣まつり唐桑」や南三陸町の「牡蠣まつり復興市」などにおいて產品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。

さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、

	<p>広い年齢層に対する宮城県産カキの認知度向上を図る。</p> <p>② 國際認証（A S C）や地理的表示（G I）の取得 第1期プラン期間中にA S C認証を受けた地域でのP Rを継続しながら、他地域での認証取得を目指し準備を継続し、地理的表示保護制度（G I）登録完了に合わせたP Rを継続して実施しながら、生産行程管理業務規程に則ったカキ出荷に努める。</p> <p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築 第一期間中に、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、新たな取り組みを継続して実施する。</p> <p>④ 県が定める「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により、出荷が可能となった4月5月の生食用かきの安全性確保に向けた衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りの良い生食用かきの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげるための方策について検討を継続する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1. 2%の漁業収入の向上を目指す。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組 (1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み 漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より0. 2%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）、生ガキ衛生管理対策事業（県）

（5）関係機関との連携

プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。

4 目標

（1）数値目標

漁業所得の向上 10. 0%以上	基準年	漁業所得
	目標年	平成35年度：漁業所得

基準年の漁業所得は達成状況中間報告に記載した平成25年度（前期基準年）から平成29年度所得額の5中3平均より算出

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

別添資料参照

(3) 所得目標以外の成果目標

販売単価の向上 1. 2 %以上	基準年	平均単価 1, 225円／kg
	目標年	平成35年度：平均単価 1, 240円／kg

出荷数量の多いむき身かきの共販平均単価を基準とする

基準年の平均単価は達成状況中間報告に記載した平成25年度（前期基準年）から平成29年度所得額の5中3に該当する年度の平均より算出

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

別添資料参照

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業共同利用施設復旧整備事業	東日本大震災により被災した流通・加工施設等の整備等。
漁業者保証円滑化対策事業	漁業経営改善のための取り組みに活用する。
浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）	カキ養殖業に係る共同利用施設等の整備のために活用する。
漁業人財育成総合支援事業	担い手確保にかかる取り組みの推進のために活用する
二枚貝資源緊急増殖対策事業	二枚貝資源管理のため活用する。
水産物供給基盤機能保全事業	安定した生産基盤確保のための漁港施設機能の維持保全のための取り組みに活用する。
漁港施設機能強化事業	安定した生産基盤確保のための漁港施設の機能強化にかかる取り組みに活用する。
水産流通基盤整備事業	水産物の衛生管理・安定供給・付加価値向上のための基盤強化対策にかかる取り組みに活用する。
農山漁村地域整備交付金	漁港の整備により効率的で安全な漁業活動を確保するために活用する。
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支えに活用する。
みやぎの「食」ブランド復興支援事業	P R活動実施のため活用する。
生ガキ衛生管理対策事業	衛生対策強化の目的で活用する。